

長崎市農業委員会 令和4年12月総会 議事録

1 日 時 令和4年12月26日(月) 15:00 開会
16:30 閉会

2 会 場 長崎市立図書館新興善メモリアルホール(長崎市興善町1番1号)

3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄

4 出席農業委員(17名)

赤瀬 孝則	井川 義英	石橋 一次	岩永 一也	岩本 隆
後山 裕義	上川 満治	田平 孝廣	鳥越 悦子	永岡亜也子
平尾 政博	峰 忠幸	森山 安男	山口 邦俊	山口 眞佐栄
山崎 実男	山脇 貞雄			

5 欠席農業委員(2名)

松尾 隆治 柳川 八百秀

6 出席推進委員(21名)

池田 憲二	今村 秀喜	岩尾 直己	浦川 英敏	尾崎 正孝
川添 孝則	城戸 利美	久保 正	柴原 恵	田中 幹生
鶴田 安明	中村 数昭	中山 辰也	野本 英世	濱口 敏夫
濱口 雅洋	増田 茂	松本 貞幸	三浦 孝路	森内 悟己
森保 欣也				

7 欠席推進委員(3名)

野口 弘人 村田美津枝 山下 和孝

8 出席職員

【農委事務局】 前田事務長 川本農政管理係長 木下農地係長 赤池主事

【農林振興課】 相川課長 田川課長補佐 徳重企画農政係長 末永営農指導係長

9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 ただ今から令和4年12月農業委員会総会を開会いたします。本日は、その他の事項1の「令和4年度 農地等利用最適化推進施策に関する意見書への回答について」の説明のため、農林振興課の職員の方に出席していただいておりますので、皆様に御紹介いたします。まず、相川農林振興課長です。続きまして、田川課長補佐です。徳重企画農政係長です。末永営農指導係長です。それでは、議事進行につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項及び農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長にお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、12月の農業委員会総会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。座って進行させていただきます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は17名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び、長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことを御報告いたします。また、推進委員の出席は、21名です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。後山裕義委員と鳥越悦子委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○後山委員・鳥越委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。本日は、付議事項が5件ございますが、先ほど事務長から御紹介がありましたように、農林振興課から職員の方に出席していただいております。時間の都合もございますので、先にその他の事項1「令和4年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書への回答について」農林振興課から説明をお願いします。

○農林振興課長 いつもお世話になっております。農地等利用最適化推進施策に関する意見書への回答につきましては、私の方から後ほど説明をさせていただきます。その前に、農業委員会からお話がありまして、今年度、原油価格等の支援を進めておりますけれども、特に肥料の関係が、国・県・市の事業について、農業委員の方も、その違いが中々わからないということでございましたので、まず、その部分の説明をさせていただきます。もう一つは皆様方も会員になっていただいている長崎市農業振興会の研修につきまして、若干御報告したい部分がございますので、まずこの2点について、担当係長から説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○農林振興課営農指導係長 それでは、「長崎市原油価格・物価高騰等への対応・支援制度」

と書いてある資料をお願いします。先ほど課長も申し上げましたとおり、令和4年7月補正で、原油価格・物価高騰等への対応ということで、燃油・肥料・飼料と省エネルギー関係等の補正予算を組んで対応をさせていただいております。それで、農業委員の皆さんから御要望があった、肥料価格高騰対策について説明をさせていただきたいと思います。その他の支援事業につきましては、もう対象等が決まっている場合もございますので、後ほどお目通しをいただければと思います。それでは、資料の1ページの下の段をお願いいたします。

長崎市の支援制度としまして、肥料価格高騰対策費補助金として実施をいたしております。2に書いてありますとおり、対象者ですけれども、認定農業者、認定新規就農者、人・農地プランの中心経営体の方々、(2)(3)(4)をまとめて説明させていただきますけれども、対象は平成4年の肥料購入費なんですけれども、対象経費として、令和4年の肥料購入費と令和3年の同期の肥料購入費を比較しまして、増加した経費の2分の1とさせていただいております。この増加した経費というのが、令和4年度にいっぱい買ったから、というのは対象にはなりません、基本、同等の数量で単価の上昇に伴う経費の2分の1とさせていただいております。10aあたりの補助の上限は3万7千円とさせていただいております。3ページは飛ばさせていただきます、後半、ページを打っていないで申し訳ございません。3枚目になります。3枚目に「長崎市肥料価格高騰対策補助事業」があると思いますけれども、それをお願いします。今、申し上げた部分をちょっと細かくしている分なんですけれども、実は先日、長崎西彼農協の支店単位ごとの説明会と、中央支店管内、西浦上支店管内は別途、市の事業と国・県の事業の説明会をさせていただきました。大体8か所位で開いた訳なんですけれども、市の事業につきましては、先ほど言った事業内容で、申請期間は年が明けまして、1月13日から2月14日、表の中ほどから下になりますけれども、申請に必要な書類が、数量とかを、経費を足しこめる関係で、添付書類が多くなっておりますけれども、御了承をいただきたいと思います。添付書類は以下のとおりです。

最後のページをお願いします。実際、市と国・県の分がどう違うんだということなんですけれども、大きく言いますと補助率ですね。カラーの資料の真ん中の上位なんですけれども、支援の内容と書いておりますけれども、国が70%、県が15%で、価格上昇分の85%が補填をされることになります。それで、国・県は、令和4年から令和3年を差し引くのではなくて、令和4年の価格上昇率、秋肥については1.4倍になっていると国はもう決めておりますので、令和4年の肥料費から1.4倍で、使用量を1割減らしてくださいよということで、0.9かけまして、その85%を国・県が、支援をするという形になります。長崎市は、令和4年の1月から12月が対象なんですけれども、国の方は、6月から令和5年の5月までの分が対象になります。ただ、国と県の事業につきましては、農業者の方々と行政の間を取組実施者の設定が必要でして、取組実施者を長崎西彼農協は支店単位、統括支店単位が取組実施者になっています。皆さんが申請されるなら、長崎西彼農協から買われた分については、支店が取りまとめて、市や県の協議会に提出をするという形になりますし、もし農協以外から買われている方、部分につきましては、例えば某長崎市内の業者、諫早市の業者が、農協の役割を果たして、そのメーカー、販売店が事業の申請をする

という形になりますので、長崎西彼農協管内の農業者の方につきましては、農協と販売店ごと、買われた店舗ごとに事業の申請をしていただくことになります。買われた肥料の店舗が取り組まなければ、取り組みができませんので、それぞれの販売店ごとに申請をしていただくことになるということで、若干取り組みが違いますので、全部合わせて取り組まれるのであれば、国・県の方が大体85%位出ますので、有利になろうかと思えます。それと、市の分と国・県の方、期間の重複は認めませんので、令和4年6月から国の方を申請するのであれば、市の分はその期間は申請ができないという形になりますので、御了承をいただきたいと思えます。色々支援制度があってわかりづらい面があるかと思えますけれども、御自身の経費を考えられた上で、申請をしていただければと思っております。農協の申請分につきましては、支店ごとに申請の作成会等が開かれておりますので、各支店にお尋ねいただければと思えます。肥料の説明は以上でございます。

○農林振興課企画農政係長 続きまして、令和4年度の長崎市農業振興会の研修会について、私の方から御説明を差し上げたいと思えます。資料は1枚ものの令和4年度の長崎市農業振興研修会（案）を御参照ください。長崎市農業振興会主催の会員向けの研修会になります。それで、既に開催案内については、お手元に届いているかと思えますけれども、改めて御案内をさせていただきたいと思えます。2の日程のところなんですけれども、令和5年1月27日金曜日を予定しております、3の内容のところなんですけれども、午前中に（1）の、大村にあります、食品開発支援センターの施設内の見学を予定しております。それについては、令和2年度に新しくできた、県の加工関係の施設ということで、以前から、会員の皆さんから見てみたいというリクエストがありましたので、視察先に入れさせていただいています。午後から（2）の茂木地区ふれあいセンターに会場を移しまして、アボカドに関する長崎市の取り組み事例の紹介ですとか、専門家の先生に来ていただいて、講演を行うということを予定しております。アボカドにつきましては、びわなどの補完作物として、長崎市内でも取り組み易いのではないかということ、推進協議会を中心にかなり熱心に研究をされておりますので、是非多くの方に来ていただきたいということで、企画をさせていただいております。4の行程の詳細につきましては、行程案のとおりとなっておりますので、御参照ください。参加につきましては、午前のみでも、午後のみでも可能になっておりますので、是非御参加について、前向きに御検討をよろしく願います。以上です。

○農林振興課長 続きまして、令和4年度の農地等利用最適化推進施策に関する意見書に対する回答要旨を説明したいと思えます。今日お手元の資料にまとめておりますので、これに沿って説明をさせていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。御要望の全体的な状況でございますけれども、この資料にも右側に、対応、一部対応、未対応ということで、丸、三角、二重丸ということで示しておりますけれども、全てにおいて一部は対応しております、それでも不足分につきましては、今後実現に向けて努力してまいりますので、よろしく願いいたします。まず、1ページから説明したいと

思います。1の大・中規模基盤整備の(1)の基盤整備等の農地改良を計画している地域の早期実現について、でございます。現在、皆様方とともに進めております、人・農地プランの地域計画、先ほど琴海地区の分につきまして、総会が始まる前に説明をさせていただきましたけれども、地権者への意向調査及びその結果の地図に落とし込み、将来の担い手の方向性を示した目標地図の作成を進めることとなりますが、基盤整備等の農地改良を計画している地域につきましても、地域計画のエリアに組み込むことで、事業が円滑に進められ、将来的な担い手への農地集積・集約に繋がるものと考えております。また、基盤整備の現在の取り組み状況でございます。茂木北部地区の小規模基盤整備の実施及び琴海地区の大規模基盤整備の候補地の確定など、早期に実現できますよう、関係機関と協議を重ね進めているところでございまして、今後におきましても、農業委員会の関わりは不可欠となるため、より一層の取り組みの強化をお願いしたいと考えております。

次に(2)の基盤整備の面積要件の緩和でございます。長崎県下都市農林主管部課長会というのがございまして、県下13の市の農林部局のメンバーの方から、過去におきまして受益面積の要件緩和につきまして、県に要望を行いました。しかしながら、県の方からは、国事業の面積要件の緩和は、平成30年に行われたことから、更なる面積緩和は困難であると考えているという回答をいただきましたが、今後も機会を捉えて引き続き要望していきたいと考えております。

2の中山間地域など営農条件が悪い地区での各種整備につきましては、実質化された人・農地プランの中でも、地域の実情や問題を踏まえた計画としておりますが、今後において策定を行っていく地域計画におきましても、中山間地域を含め、地域の実情に対応したより具体的な計画となりますよう策定を進めていく予定としておりまして、各種施策を展開できるように努めていきたいと考えております。

2ページをお開きください。3の地域外からの農業を担う者の確保につきましては、(1)長崎市の移住希望者向けのホームページ等での空き家・空地の情報提供につきましては、基本的に市外からの移住希望者向けでありますので、また、農地の情報との結びつきもないため、ホームページ内におきまして、全国農地ナビ等の農地情報サイトによる情報共有など、移住支援室や空き家バンクを運営している建築指導課等と市内の地域からも担い手等と呼び込むことを視野に入れながら、現在、調整を行っているところでございます。農地の情報につきましては、既に移住支援室と話をしまして、市のホームページにリンクできるように既に行っておりますので、よろしく申し上げます。

(2)の法人の参入でございますけれども、これまで、農業会議内の農業経営相談所における専門的な相談対応、市単独の農業新規参入促進事業などにおける施設設備などの支援に取り組ましまして、農業への労力支援の取り組みとしましては、農業ヘルパーの育成及び派遣や、県、市、JA等で組織する長崎西彼地域雇用労力支援協議会において、JAによる職業紹介や農福連携に係るマッチングを進めておりまして、今後においても、それぞれの取り組みを進め、担い手不足の解消に向けて、取り組んでいきたいというふうに考えております。

続きまして、4の耕作放棄地の活用でございますが、農地中間管理事業による農地貸借

の実績を見ますと、主にイチゴの新規就農等におけるハウスなど生産施設の設備のための農地の確保によるもので、産地化を目指した取り組みのための農地の活用であることから今後におきましても、びわ、花卉、イチゴなど新たな地域ブランド製品の生産の推進を図るため、産地形成を進める中で、必要な耕作放棄地の活用につきましても、関係機関と連携しながら、取り組んでいきたいと考えています。

3 ページをお願いいたします。5 の農業経営の安定対策、(1) 有害鳥獣対策につきましては、引き続き、防護、棲み分け、捕獲の3対策を柱に、地域ぐるみの取り組みを推進するとともに、生活環境被害につきましては、有害鳥獣の生息域の広域化が進んでいることから、現対策と併せまして、今年度からになりますけれども、市街地全体を守る包括的な視点から市主体による新設市道を活用した広域防護柵の設置に現在取り組んでいます。また、先ほど説明がありましたけれども、農業資材等の高騰対策につきましては、畜産用配合飼料、農業用燃油及び肥料の購入費用の一部補助や施設園芸における燃油使用料を削減する設備導入の支援などを令和4年7月補正予算で計上いたしまして、現在、実施しているところであります。今後も速やかな対応に努めていきたいと考えております。

(2) の収入保険制度につきましては、まずは、御要望の農業者の希望に沿った補償制度につきまして、長崎県農業共済組合西彼杵支所収入保険推進協議会というのがございまして、その中で協議を行っていききたいと考えております。

6 の新規就農者のきめ細やかな支援につきましては、県やJAの研修を受けずに就農を目指す方につきまして、県、市、JAなどで構成する長崎西彼地域就農支援センターが、新規就農に係る各種相談に対応しておりまして、その後の営農指導につきましても、行き届くよう引き続き県やJAと連携して、対応したいと考えております。

7 の各地域での取組みへの参画につきましては、これまで地域の会合などへの市担当者の派遣や、専門的な知見を持った関係機関の職員への声かけを行って対応しているところですが、国においても、今後においては行政職員が減少する中、地域に寄り添う人材の育成から、令和3年度から農村プロデューサー養成講座を開設したところです。今後におきましても、関係機関と連携しながら地域の活性化の取り組みにしっかりと参画したいと考えています。

もう一つ、資料をお配りしておりまして、意見書に対する回答の追加意見分というのがございます。意見書が出された後に、これを追加意見として出したいということがございましたので、その分の回答をしたいと思っております。1 ページ目には質問の内容がございまして、スマート農業の推進ということで、どのような支援が得られるのかということと、長崎市として施策の方向性や支援の在り方について示して欲しいという御要望でございました。裏面2 ページを御覧下さい。長崎市におきましては、以前も御説明しましたけれども、第2次長崎市農業振興計画(前期計画)の中で、スマート農業の導入を進めながら、持続性のある産業に育てていく取り組みを現在進めています。具体的な取り組みでございまして、イチゴや花、そういったところにつきましては、低コスト耐候性ハウスの導入が進められておりまして、これに併せまして、ハウス設備の自動化、環境制御装置の導入というものを推進しておりまして、その結果、新たな担い手の確保等、産地の振興に、現

在、繋がっているところでございます。また、ドローンを利用した農薬散布、スマート選果システム、びわ産地におきまして、令和2年度から3年度におきまして、国の事業のスマート農業技術の開発実証プロジェクト等を活用して実証実験を行い、この実用化に向けた取組みを関係機関と行っています。それから、さらにということで、令和2年度から令和3年度にかけて、長崎型スマート農業導入検討業務ということ、これ以外に長崎市にとりまして今後取り組むべきスマート農業など、そういったヒアリング等を行い、導入可能な機器の選定などを進めています。これにつきましては、地元の大学、県と連携しながら機器の導入検討ということ、今、取り組んでいるところです。今後におきましても、産地に適したスマート農業の推進を図っていききたいということで回答をさせていただきたいと思っております。長くなりましたが、以上になります。

○議長 ありがとうございます。ただ今、農林振興課から説明がございましたが、この件につきまして、何か御意見・御質問はございませんか。

○農政管理係長 一点補足をさせていただきます。意見書の回答につきましては、今日お配りしております。その他の事項の資料の1ページから8ページに回答の原本の写しをつけておりますので、御連絡させていただきます。

○上川委員 意見書について、先般から、内容について御検討いただき大変ありがたく思っております。前から私が思っており懸案でありました、スマート農業に対する長崎市が取り組むべき内容が、土地利用を含めて色んなものがあるということで提案をさせていただきました。今回、回答によって色んな詳細の部分の今後の長崎市が取り組むべき姿というものが多少見えたというふうに思っております。中でも日々ニーズが変化する中に、今後ともこのような集約的な技術、また、収益につながるようなスマート農業を利用した対策というのは、長崎市にとってみれば、大変重要だと思っております。それを含めまして、今後ともより一層取り組んでいただきまして、対策を打っていただきたい。そして、我々にも情報を提供していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○農林振興課長 貴重な御意見、有難うございます。イチゴ・花につきましては、長崎市の主力であり、これの高度化、技術化を図るというのが非常に肝になっておりまして、ここ数年でいいますと、重点的な取組みということで予算化もしております。この効果といますか、新規就農者が増えたとか、土地利用、耕作放棄地の解消に繋がったとか、いい効果をもたらしております。ある地区におきましては、農地が足りないということで、産地化というのを見直していこうということもございまして、そういった非常に前向きな取組みになっておりますので、市としては、こういったところをしっかりと進めていきたいというふうに考えております。併せまして、びわ産地におきましては、新たなスマート選果等、土地利用型の農業につきましても技術を図りたいと考えておりまして、日本一のびわ産地を維持したいということもありまして、今後こういったところも重点的に進

めていきたいと考えております。併せまして、スマート農業なんですけれども、皆さんもこれを見ればわかると思いますけれども、ある程度技術というのは、「見える化」しておりますまして、販売も結構しておりますまして、スマート農業がどういうものかというのは、皆さん想像がつくものかと思っておりますけれども、今後も今やってきた技術以外にも足りないものはどうするのかということで、さらにとということで、今回長崎型のスマート農業導入検討をあげております。足りない部分は何かということ、我々が知る中では、栽培技術と、生育の動向とか、そういったところをしっかりと眺めて栽培指導を本格的に行うような、高精度のカメラを置いて取り組むような実験が必要かなというふうに思います。皆さんや関係機関と話をする中では、そういったところが今後伸びてくるのではないだろうかということで、現在、具体的に言いますと、高島トマトでそういった実証実験を行っていて、長崎県立大学シーボルト校と連携をしてそういったところの実用化が進められるように、それとこのような機器は高価でありますので、安価に設備投資ができないかというようなことも含めて、実証実験を繰り返しております。そのようなところが、実用化されている以外の機器として、今後、実証を繰り返しながら全体的なスマート農業の充実に努めていきたいというふうに考えておりますので、今後とも御協力のほどよろしくお願いいたします。

○上川委員 私ども茂木地区でも、最近イチゴの新規就農者も規模拡大ということで、あっせんをしまして、土地の確保、また、イチゴに関してですけれども、高設栽培ということで、土地をそのまま使わなくていいということで、そういうものに対して就農者を募ったところ、数名現れて現在事業の展開というふうになっております。このようなものを含めまして私の地区、飯香浦地区など、琴海もそうですけれども、イチゴの後継者が多くなっておりまして、それも含めまして中身の利便をもっと発信していただいて、特にピワもですけれども、何かしら今のこのマイナスなイメージではなくて、プラスに転換できるんだよということになれば、若い後継者も乗ってくると思います。そういうものを含めてどんどんその関係性を研究していただいて、先ほど言われたような大学との連携など分野を超えていかないと変えていけない。それと、幅といいますか、色んな意味の中でどなたと組むかという提案を逆に教えていただきたい。そうすることによって私どもも、関係性の幅が広がっていくと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 他にございませんか。

○城戸推進委員 3ページの7番について、この表では全て対応という優秀な表になっておりますが、わからないことがありますのでよろしくお願いいたします。6月29日のJAの総代会の時にこの問題についてちょっと質問させていただきました。当時は山川組合長から今、中川組合長に代わったと思いますが、農家に派遣しますよというお言葉ということで「ひなた」の1月号に記載してありました。というのが、長崎市の実態が、人口流出に伴う農業者人口の減、止まらない担い手不足等々で、非常に困難な時期に到来していると思います。そこで、ここに記載されている、市の担当者派遣、専門的な知識を持った関係機関と

こうありますけれども、具体的にどこで、誰を、何人位という目標があらわれましたら、教えていただきたいと思います。人・農地プランで、何回も会議したんですけれども、なかなか見えないという農家の皆さんが多数いらっしやいまして、やはり、昔、農業委員会で農業相談があっておりましたけれども、大きい問題ではなくていいですので、膝と膝を突き合わせて、一つ一つ課題を解消する手法を、是非、出前講座ではないですけれども、お願いしたいということです。「声掛け」ではなくて、「要請」をお願いしたいと思います。

○農林振興課長 城戸委員がおっしゃるように、人・農地プランの話になれば、総花的な話で、中々細かい具体的な問題というのは、解決の場にはなっていないという認識を持っています。ただ、我々も JA の部会とか、各個人の農家さんとか、具体的な課題につきましても、職員が行って話せる分には話をして、行けない部分、例えば専門的な栽培技術とかそういう話になれば、県央振興局の農業技術の方も一緒にという形で、ケースバイケースの対応はしておりますので、もし、地域においてこういったところを教えて欲しいとか、こういったところで話し合いをしたとか、そのようなことがあれば、是非、農林振興課にお伝えをしていただきたいと思います。100 パーセントお答えできるかどうかということはありませんけれども、まずはそういったところで個別に対応しているのは間違いない話なので、まずは御相談をいただいて、そのニーズに応じた人材と言いますか、担当と言いますか、そういった専門的な知識を持っている方と一緒に、話し合いに持っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○城戸推進委員 関係機関というのは、県とか JA とか長崎市とかと思うんですけれども、果たしてどこが旗を振るのかなと思って、長崎市に要請した方がいいのか JA にした方がいいのか。そして実際、JA の職員も何人位、そういう農業士とか営農指導員とかいるのかわからないところもありまして、窓口は長崎市でいいですかね。

○農林振興課長 そこは、まず、市に御相談いただけますでしょうか。例えば、JA の組織に関わる話であれば、私どもが JA に話をします。ただ、立場としてもあると思うんですよ、先ほど部会の話をしましたけれども、JA の部会として取り組みたいということがあって、それは JA の組織の話であれば JA の話になるし、地域農業の話になれば、まずは市が立つという形になると思いますので、そこは地域で話し合いをしていただいて、遠慮なくまずは長崎市にお尋ねをしていただければと思います。

○議長 他にございませんか。

○山口会長職務代理者 3 ページの 3 ですけれども、私が思うところによれば、この堆肥の利用促進がここに書いてあるのであれば、堆肥は農家があまり利用しないから、福祉連携施設に堆肥を使ってもらいたいということも書いてありますけれども、今、堆肥の促進というのがどうされているのか、僕は理解できないでおります。今、下水処理場の汚泥や

畜産・養鶏・養豚農家から出る堆肥、そういったものを有効にもっと活用できるような対策を取るべきではないかと思うんですね。ペレット化して頒布しやすいような状況まで仕上げるとか。本当の完熟堆肥を、まだ今、作ってないんじゃないかなという気がします。新聞等を見れば、色んなそういった対策が全国的に急務になっていると思います。私達も15、16日で遠賀郡の岡垣町の高倉びわという所に視察をさせていただきましたけれども、その農家が日常一人でびわの手入れをしているということで、肥料は何を使っているのかというと米糠と堆肥です。化学肥料はほとんど使っていないということなんです。そういう状況がある訳ですので、堆肥の利用というものは、もっともっとすべきなんですね。全国的にも化学肥料は30%減らすと書いてありますように、やはり今後、堆肥の利用というのは、大きく変化していくんじゃないかと思うんですね。佐賀とか、全国的な記事を見ると、汚泥から出るリン酸を化学肥料に利用するというとも言及されているようです。長崎県でそういうことができないということはないはずですが、やはり、これは市だけの問題ではないんです。県・市・JAが一体となって取り組んでいただきたいというふうに思います。これ以上化学肥料が高騰すると、使いづらくなる。使いづらくなると、作物が成長しなくなる訳ですから、そのようなことも視野に入れて対応していただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○農林振興課長 堆肥につきましては、耕畜連携という話でございますけれども、以前も耕種農家さんからも、今、山口委員からの話もありましたけれども、畜産農家さんからも堆肥を捌かせて欲しいと要望がっております。また、JAも入って話をする中では、やはり以前と違って、土地利用型の農業というのが、長崎市ではあまり進んでいないということで堆肥を作るにしても中々そこまで全てを吸収できないという話を、私達も承ったことがあります。それで、JAも、この回答にも書いておりますけれども、補助を使って対応しているという話ですが、中々うまく回っていないというのが、実情でございます。これからの取り組みでございますけれども、やはり今、国際的、世界的に中々厳しい状況でございます。肥料関係の高騰とかそういったところであると、この堆肥の有効利用といった取り組みが必要になってくると思います。県も今年度、堆肥のペレット化ということで、そういった支援についても検討を進めているということで、お聞きをしておりますけれども、ここの活用については、今後も広がってくるかなと。その一つとして(3)の二つ目の回答の中の、国においても、とありますが、みどりの食料システム戦略というものがございまして、国においても、2050年までに化学肥料の使用量を30%低減することを目標に掲げております。この、みどりの食料システム戦略ですけれども、どこまで踏み込んでどうやるかというものはまだ、決まっていませんし、今から計画が策定されまして、具体的に事業として挙げてくる可能性もありますので、先ほど山口委員からありました、国の動きもしっかり見据えながら、現実には、今後は、県・市に全ていくような話になるかと思っておりますので、明確に事業がはつきりすれば、関係機関と連携して、取り組みについても進めていきたいと考えています。

○議長 他にございませんか。ないようでしたら、農林振興課の職員の方には、大変お忙しい中御出席いただき、誠に有難うございました。ここで退出をされます。

― 農林振興課職員退出 ―

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方の御協力をよろしく申し上げます。本日は付議事項が5件ございます。まず初めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第1号議案1番について御説明いたします。議案書の1ページを御覧ください。本件は、女の都2丁目の〇〇さんが所有する、千々町の農地1筆238㎡について、高城台1丁目の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が農業経営規模縮小のためであり、譲受人が農業経営の規模拡大のためでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。南小中学校の南西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、2人で480日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で利用権設定分と併せて、経営面積が6,028㎡となり、下限面積5,000㎡の要件を満たしております。現地調査につきましては、濱口推進委員から報告をお願いします。

○濱口推進委員 現地調査について御報告いたします。12月13日に私と山崎委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は普通畑で露地野菜の栽培を予定しているとのことでした。また、第7号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして2番について御説明いたします。議案書は、引き続き1ページを御覧ください。本件は、熊本市の〇〇さんが所有する、平間町の農地3筆420㎡について、平間町の〇〇さんが、売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が遠隔地居住により耕作管理できないためであり、譲受人が自宅隣接地で耕作管理がしやすいためでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。長崎バイパス間ノ瀬インターチェンジの南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、2人で200日ということで要件を満たしております。第5号の下限

面積につきましては、今回の取得で経営面積が11,850㎡となり、下限面積3,000㎡の要件を満たしております。現地調査につきましては、池田推進委員から報告をお願いします。

○池田推進委員 現地調査について御報告いたします。12月15日に私と後山委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は普通畑で露地野菜の栽培を予定しているとのことでした。また、第7号の地域との調和要件につきましては、特に問題はないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第1号議案について、議案の説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第1号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第2号議案1番について御説明いたします。議案書の2ページを御覧ください。本件は、諫早市の〇〇さんが所有する脇岬町の農地1筆について、駐車場及び庭として利用する目的で申請が出されたものでございます。また、本件は昭和63年頃から既に駐車場及び庭として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県に確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。旧脇岬小学校の西側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図でございます。本件は、昭和63年頃、自宅南側の農地を、庭及び駐車場として整備されたものでございます。雨水排水につきましては、道路側溝へ放流し、汚水、生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、森保推進委員から報告をお願いします。

○森保推進委員 現地調査について御報告いたします。12月16日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は、昭和63年頃から住宅用地として利用しています。周囲は宅地化が進んでおり、西側が農地と接していますが、ブロック塀が設置されていることか

ら、農地に支障を及ぼす恐れはなく、転用については、特に問題ないと思われます。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第2号議案について、議案の説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案については、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第3号議案1番について御説明いたします。議案書の3ページを御覧ください。本件は、福岡市の〇〇さんが所有する中里町の農地6筆について、中里町の〇〇が駐車場として利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。長崎自動車道多良見インターチェンジの北側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図でございます。職員用として18台の駐車場を計画しております。下段の田への送水は既存水路より取水し、側溝及び埋設管を設置して送水を行います。雨水排水につきましては、駐車場中央部に側溝を設置し水路に放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、増田推進委員から報告をお願いします。

○増田推進委員 現地調査について御報告いたします。12月15日に私と赤瀬委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、隣接する法人が、駐車場への転用目的で許可申請が行われたものです。特に造成工事は行わず、敷地に勾配を取る程度の整地工事により、18台分の駐車場を整備する計画となっております。雨水については、側溝を設置し水路に放流し、下段の田への集水は側溝及び埋設管により行うため、転用については、特に問題ないことを確認しました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、2番について御説明いたします。議案書は引き続き3ページを御覧ください。本件は、宮崎町の〇〇さんが所有する宮崎町の農地1筆について、旭町の

〇〇さんが住宅用地として利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。川原小学校の北西に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、配置図と計画平面図でございます。敷地の造成は行わず、現状のまま使用する計画となっております。また周囲は宅地化が進んでいるほか、平屋建てにより高さを抑えているため、周囲の農地への影響はないものと考えています。雨水排水につきましては、全面の道路側溝へ放流し、汚水生活雑排水は、公共下水に放流いたします。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、森保推進委員から報告をお願いします。

○森保推進委員 現地調査について御報告いたします。12月16日に私と田平委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、住宅用地として転用する計画ですが、土地の造成は行わず、現状のまま使用します。周囲にはブロックを設置することから土砂の流出はありません。また、雨水は自然流下により道路側溝に放流し、汚水は下水道に放流するなど、雨水排水の状況、境界等、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第3号議案について議案の説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは第4号議案1番について御説明いたします。議案書の4ページを御覧ください。本件は、千々町の〇〇さんが所有する、千々町の農地1筆1,252㎡について、高城台1丁目の〇〇さんが10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、3条申請と併せまして6,028㎡となり、利用につきましてはビワの栽培を行っております。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。南小中学校の南西に位置しております。次が、拡大したのものになりま

す。次が、現地の写真です。現地の写真が、もう1枚ございます。現地調査につきましては、濱口推進委員から報告をお願いします。

○濱口推進委員 現地調査について御報告いたします。12月13日に私と山崎委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、ビワの栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第4号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案について計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第5号議案「非農地の判断について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第5号議案について御説明いたします。議案書の5ページを御覧ください。表の下の方に集計しておりますが、申出件数が5件、合計筆数が8筆、合計面積が3,948.89㎡について、非農地通知申出書が提出されております。

1番は、脇岬町の〇〇さんが所有する脇岬町の農地1筆で、面積は553㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。野母崎ゴルフクラブの南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、森保推進委員から報告をお願いします。

○森保推進委員 現地調査について御報告いたします。12月16日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上です。

○農地係長 続きまして2番は、弥生町の〇〇さんが所有する、野母町の農地1筆で、面積は52㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。野母崎地域センターの北西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、柴原推進委員から報告をお願い

いします。

○柴原推進委員 現地調査について御報告いたします。11月24日に私と事務局とで現地確認を行いました。写真のとおり、申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上です。

○農地係長 続きまして3番は、北陽町の〇〇さんが所有する、三重田町の農地2筆で、面積は425㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。三重漁港の北西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、野本英世推進委員から報告をお願いします。

○野本推進委員 現地調査について御報告いたします。12月16日に私と井川委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上です。

○農地係長 続きまして4番は、下黒崎町の〇〇さんが所有する、上黒崎町の農地2筆で、面積は163㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。黒崎教会の北東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、鶴田推進委員から報告をお願いします。

○鶴田推進委員 現地調査について御報告いたします。12月16日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上です。

○農地係長 続きまして5番は、琴海戸根原町の〇〇さんが所有する、琴海戸根原町の農地2筆で、面積は2,755.89㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の東側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の写真がもう1枚ございます。現地調査につきましては、田中推進委員から報告をお願いします。

○田中推進委員 現地調査について御報告いたします。12月15日に私と平尾委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上です。

○議長 ありがとうございました。ただいま第5号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第5号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、報告事項1について御報告いたします。資料の1ページから7ページを御覧ください。農地法第3条の3の規定により、相続の届出が義務づけられているもので、先月は、12件の届出がありました。続きまして、資料の8ページから9ページを御覧ください。農地法第4条第1項第8号の市街化区域内での転用の届出が、9件提出されました。続きまして、資料の10ページから11ページを御覧ください。農地法第5条第1項第7号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、8件提出されました。合計29件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、12月9日に開催されました。資料は、12ページと13ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料を御確認ください。報告は以上です。

引き続き、報告事項3「令和4年度全国農業委員会会長代表者集会について」報告いたします。資料の1ページを御覧ください。集会は、全国農業会議所主催で、12月1日午後東京都で開催されました。まず、要請事項として、「令和5年度農業関係予算の確保等に関する要請決議」を採択しました。次に、申し合わせ事項として、「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動」の推進に関する申し合わせ決議及び、「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議を採択しました。要請決議及び申し合わせ決議の内容については、資料を御確認ください。

集会に先立ち、日程の都合により、まず、午前中に、長崎県選出の国会議員へ、要請決議の内容に沿った要請活動を行いました。また、集会では、名古屋市や秋田市などの農業委員会からの活動事例報告があり、地域計画の策定についての話や、区域部会を通じた活動内容の総会での共有などの報告があり、大変参考になりました。報告は以上です。

続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項2「令和4年度農地利用意向調査について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 その他の事項2について御説明いたします。資料の9ページを御覧ください。農地利用意向調査は、農地利用状況調査の結果、A分類と判断された農地の所有者等に対し、農地法第32条の規定に基づき、今後の当該農地の利用意向について調査を行うものになります。今回の利用意向調査対象農地は、利用状況調査の結果、新たにA分類として判断され、昨年度利用意向調査を行っていない農地、386筆、261世帯を対象としております。調査対象世帯には、来月1月4日水曜日に、資料10ページの農地の利用意向調査についての文書と、11ページの調査票及び返信用封筒を郵送する予定です。調査の回答期限は、1月27日金曜日としております。資料11ページの調査票を御覧ください。右上の太枠の部分の農地所有者の欄、及び資料中ほどの表中の右側、「利用の意向（必須）」の欄に、資料下段の「農地の利用の意向の選択肢」に記載しております①から⑤のいずれかの番号を記載していただくこととなります。本日、所有者の住所を基に区分した、地区別の利用意向調査対象者リストを委員の皆さまに配付させていただいております。調査対象者から問い合わせがありましたら、対象農地について、普段から耕作されている農地か遊休農地かの判断が難しかったため、状況を確認するための調査であり、調査票の回答欄に①から⑤までのいずれかの意向を記載いただき、農業委員会事務局へ返信していただくよう御指導くださいますようお願いいたします。なお、1月27日の回答期限後、回答をいただいていない対象者につきましては、事務局で未回答者リストを作成したうえで、委員の皆様に回収をお願いさせていただきますので、その際はよろしくお願いいたします。また、配付いたしましたリストにつきましては、個人情報を含んだ資料になりますので、取り扱いには十分御注意いただきますようお願いいたします。御不明な点などありましたら、事務局までお尋ねください。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、その他の事項3「令和4年度農業委員会視察研修について」事務局から説明をお願いします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項3について御説明させていただきます。資料は12ページを御覧ください。先月の総会の折にもお知らせしておりますが、令和5年1月12日木曜日から13日金曜日にかけて、壱岐市への視察研修を実施します。参加人数は、事務局職員を含めまして32名です。研修内容は、記載のとおりです。先月の総会時には、2日目の圃場視察は、箱崎干拓としておりましたが、壱岐市農業委員会との調整で、壱岐土地改良区に変更しております。なお、本日総会後に開催する互助会臨時総会において、互助会会計からの支出についての御協議をいただくこととしておりますのでよろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆様から何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、その他の事項4「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項5「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」、事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 その他の事項4について御説明いたします。資料の13ページを御覧ください。令和4年度の目標部数は141部となっております。先月の報告以降、5件の中止の申し出がありました。現在の購読部数は117部で、目標部数に24部足りない状況となっております。今回5件の減と多数の申し出がありますが、それにつきましては、理由が高齢になったとか、読まなくなったとかいう理由なんです。きっかけが、農業新聞の新聞代の徴収で通知をしている関係で、通知に気付かれてやめようかなという言うことでの連絡があつて5件減ったという形になっておりますので、補足させていただきます。

次に、その他の事項5についてですが、資料の14ページ及び15ページに、令和4年度の下半期の活動記録集計表を掲載しております。下半期の表の右側の合計及び平均の部分については、今年4月からの積み上げになっております。日数等を御確認いただき、提出漏れや御自身の把握している日数と相違している場合は、事務局まで御連絡ください。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に皆様方から、御意見・御質問・各地域からの御報告などございませんか。なんでも結構です。

— 意見等なし —

○議長 なかったら、私の方から一つお願いをしたいと思います。農業者年金加入推進の流れが滞っているような感じがするんですよ。それで、皆さん、地域の若い人でまだ農業者年金を知らないという人がいないように、推進パンフレットを配っていただき、対応を進めていただきたいと思います。今年、長崎市の目標は3名加入となっておりますので、できたら、5名程度加入していただければと思っておりますので、皆様方の御協力を

よろしく願いいたします。

○農地係長 関連で、先月の総会の時にお願いをしていたんですが、本日、農業者年金のパンフレット配付状況報告書の提出をお願いしていたんですが、もし今日提出をされていない委員がおられましたら、来月の総会時で結構ですので、提出をお願いいたします。あと、年金の加入推進をしていただく中で、説明をして欲しいという方がおられれば、我々がいつでも出向いて説明をいたしますので、御連絡をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長 よろしく願いします。ないようでしたら、最後にその他の事項6「令和5年1月、2月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、行事の予定をお知らせします。資料の16ページを御覧ください。初めに1月の行事予定ですが、10日火曜日が、長崎県農業会議常設審議委員会が開催されます。12日木曜日から13日金曜日にかけて、壱岐市への農業委員会視察研修を実施いたします。17日火曜日、令和4年度農業委員会会長・事務局長会議・研修会の後期が元船町のサンプリエールで開催予定です。24日火曜日に農業委員会運営委員会、30日月曜日、農業委員会総会を開催する予定としております。

次に、2月の行事予定です。10日金曜日が長崎県農業会議常設審議委員会、20日月曜日が運営委員会、27日月曜日が2月総会を開催する予定としております。なお、来年1月23日月曜日から農業委員会事務局が新庁舎の14階に移転します。それで総会の会場につきましては、資料の下段に記載のとおり既に2月までは当会場で引き続き行うこととしておりますので、3月の総会からは新庁舎の会議室でと考えていますが、予約等の都合で開催場所についてまだ確定しておりませんので、確定しましたら随時お知らせしますのでよろしく願いします。以上で1月、2月の行事予定のお知らせを終わります。

○議長 ありがとうございます。それでは、これで12月の農業委員会総会を終了させていただきます。長時間お疲れ様でした。